第5回合併協議会会 議資料

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

第5回 高富町 伊自良村 美山町合併協議会

日 時 平成 14年 1月 10日 (木) 午後 1時 30分~3時 30分 場 所 高富町役場 3階大会議室

- 1. 開 会
- 2. 会長あいさつ
- 3. 議 題

報告事項

報告第13号 第2回・第3回新市名称候補選定小委員会報告について

報告第14号 新しいまちづくりに関する住民意識調査結果中間報告について

協議事項

協議第11号 地方税の取扱いについて

協議第12号 条例、規則等の取扱いについて

協議第13号 町、字の区域及び名称の取扱いについて

協議第14号 慣行の取扱いについて

確認事項

第6回合併協議会開催日程等について

- 4. その他
- 5. 閉 会

高富町・伊自良村・美山町合併協議会委員名簿

平成13年10月1日現在

役 職 名	i 氏	名	町村名	選出区分	计 備 考
会 長		崎 通	高富町	高富町長	
副会長	. 矢「	まってま	美山町	美山町長	
	村村村	喬 忠 夫	伊自良村	伊自良村長	
		た (ひとし)		高富町議会議長	
	ゥ _{たな} 渡 i	でまさかっ 辺 政 勝		高富町議会議員	
		まゕずゅき 山 和 行		高富町議会議員	
	藤	岡功	高富町	学識経験者	
	杉	まりつま 實 男		学識経験者	
	平	野元		学識経験者	
	= ;	中怜子		学識経験者	
		。 登志博		伊自良村議会議	長
	横 L	」 上 基 道		伊自良村議会議	員
	الله الله	島 清 夫		伊自良村議会議	員
	* # # # 	唐 雄 作	伊自良村	学識経験者	
委員	松立	学繁俊		学識経験者	
		井 克 明		学識経験者	
		たまれる 意子		学識経験者	
	長	屋孝		美山町議会議長	;
		西克巴		美山町議会議員	
		英 英 明		美山町議会議員	
	河	口衛	美山町	学識経験者	
	たか	瀬茂		学識経験者	
	花			学識経験者	
		みち子		学識経験者	
	河 1	h	岐阜県	学識経験者	地域県民部振興室長
	古	m	以十六	学識経験者	岐阜地域振興局振興課長

役 職 名	氏 名	備	考
顧問	山田忠雄	岐阜県議会議員	

第2回新市名称候補選定小委員会報告について

- 1.開催日時 平成13年11月1日(木) 午後2時30分~午後4時00分
- 2. 開催場所 高富町役場 3階 会議室 302
- 3.協議内容 新市名称候補募集要領及び選定方法について(継続協議)
- 4.協議結果 継続協議となっていた新市名称候補募集要領及び選定方法について は、公募範囲等の違いによる3案をもとに協議された。

基本的に公募範囲の制限は無しとする案で調整されたが決定には至らず、12月の合併協議会先進地視察を踏まえたうえで、第3回小委員会で最終決定することが確認され継続協議となった。

第3回新市名称候補選定小委員会報告について

- 1.開催日時 平成13年12月11日(火) 午後1時28分~午後2時53分
- 2.開催場所 高富町役場3階 会議室302
- 3.協議内容 新市名称候補募集要領及び選定方法について(継続協議)
- 4.協議結果 継続協議となっていた新市名称候補募集要領及び選定方法について は、別紙のとおり決定された。

なお、専用応募用紙(チラシ)については、第4回小委員会でその 様式等について協議することが確認された。

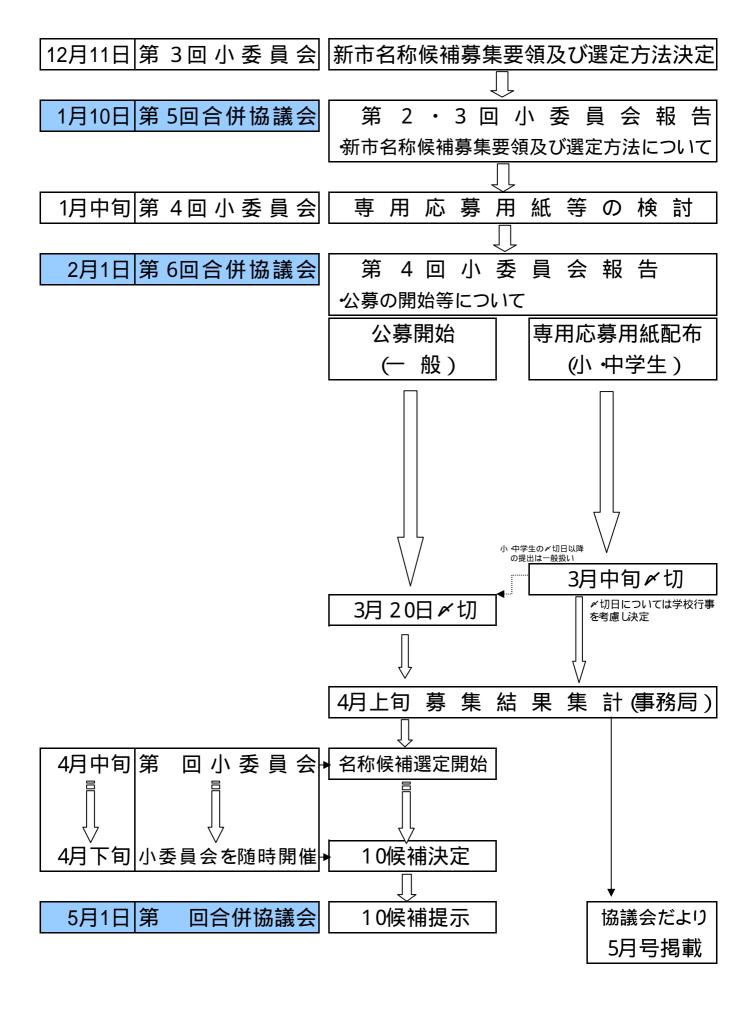
新市名称候補募集要領及び選定方法について

区分	内容
公募範囲	公募範囲の制限は無し(山県郡に愛着、関心のある方)
応募方法	専用応募用紙、はがき、封書、FAX、ホ-ムペ-ジ ・1人何点でも応募可能とする。ただし、同一人による同一名称の応募は 1点限り有効とする。
周知方法	協議会だより、チラシ(専用応募用紙)、ホ・ムペ・ジ、CCT 電光情報板、タウン情報誌等 マスコミへの情報提供は別途行う。 公募専門誌については掲載しない。
公募期間	平成14年2月1日(金)~平成14年3月20日(水)
記載内容	新市の名称、名称のふりがな、名称の理由、住所、氏名、年齢、電話番号
選定方法	小委員会で10候補を選定し最終的に合併協議会で決定する。
選定基準	・漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名称 ・既存の市町村名(高富、伊自良、美山も含む。)でない名称 ・名称の理由が明確なもの 例えば、山県郡が地理的にイメ・ジできる名称、山県郡の歴史文化にち なんだ名称、住民等の理想や願いにちなんだ名称 等 同一名称への応募数については選考の際の参考に留める。
懸賞	名付け親大賞 1名 新市の名称として決定された作品の応募者の中から抽選により1名決定 10万円分商品券 大賞者を合併協議会等に招へいし表彰する。 名付け親賞 10名以内 新市の名称として決定された作品の応募者の中で、名付け親大賞から漏れた者の中から抽選により最高10名を決定 1万円分商品券 特別 賞 20名 小委員会で選定された候補の内、新市の名称として決定されなかった名
	称の応募者の中から、抽選により最高20名を決定 <u>5 千円相当地元特産品</u>

小・中学生の応募について

区分	内容
配布	山県郡内小・中学生全員 小学生1,899人 中学生1,147人 (平成13年5月1日現在)
応募用紙	小・中学生専用応募用紙を作成する
提出	任意とする
応募作品の取扱い	一般公募と同様に取扱う

新市名称候補選定スケジュ・ル

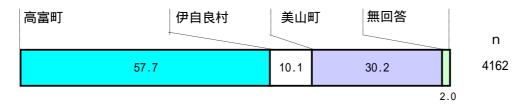


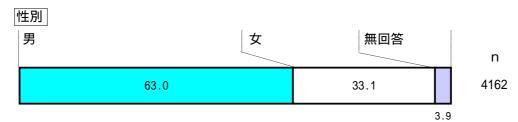
「新しいまちづくりに関する住民意識調査」回収結果表

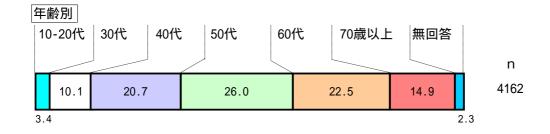
	配布数	回収数	有効回収数	动回収数 無効回収数		有効回収率
	a				/ a	/
高富町	5,105	2,401	2,401		47.03%	47.03%
伊自良村	951	420	420		44.16%	44.16%
美 山 町	2,566	1,256	1,256	5	48.95%	48.95%
不 明 分	-	90	85		-	-
計	8,622	4,167	4,162	5	48.33%	48.27%

問1

居住町村別

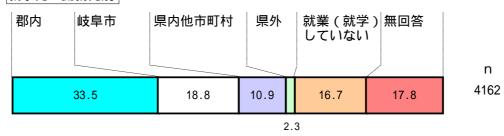








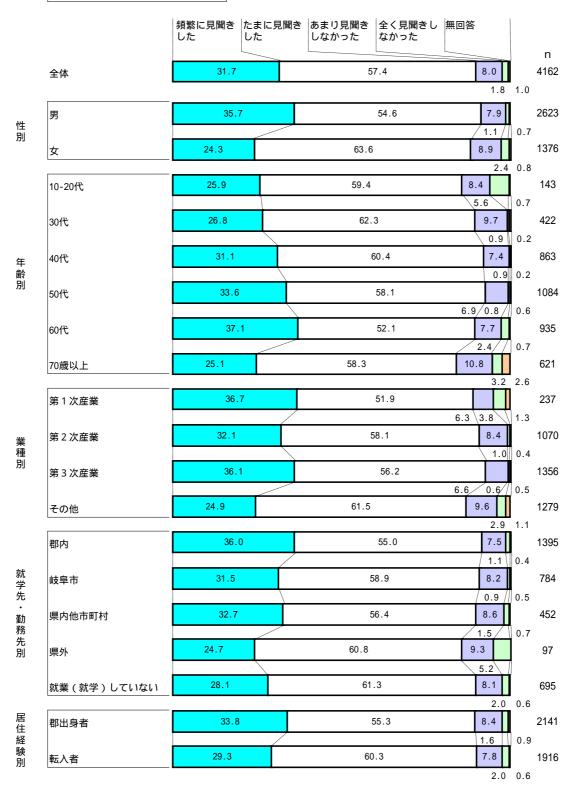
就学先・勤務先別



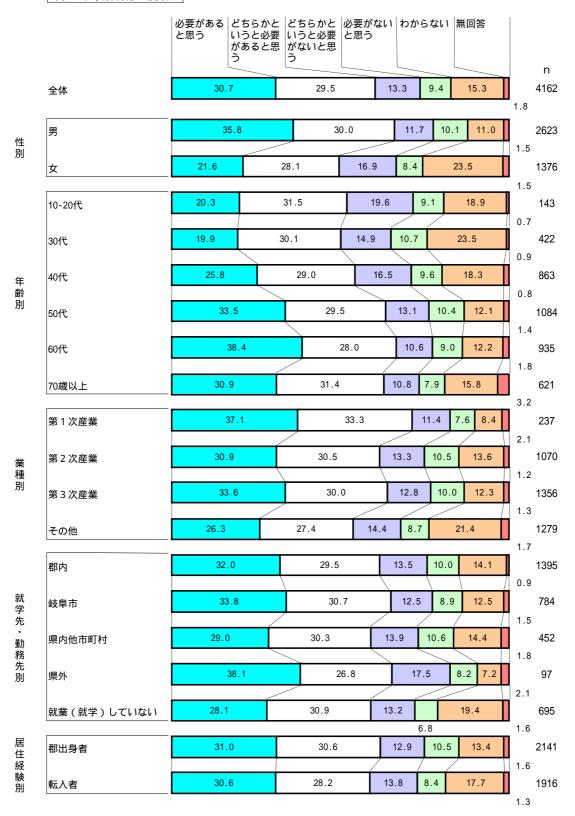
居住経験別



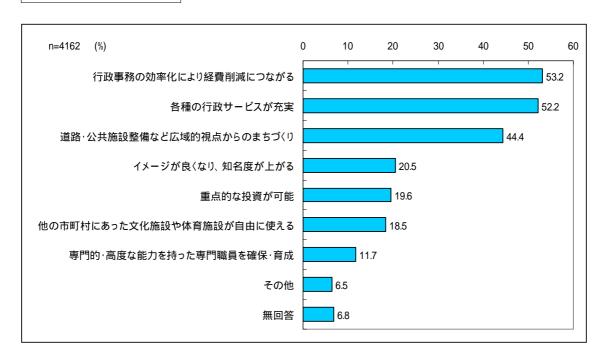
問2「市町村合併」についての見聞き

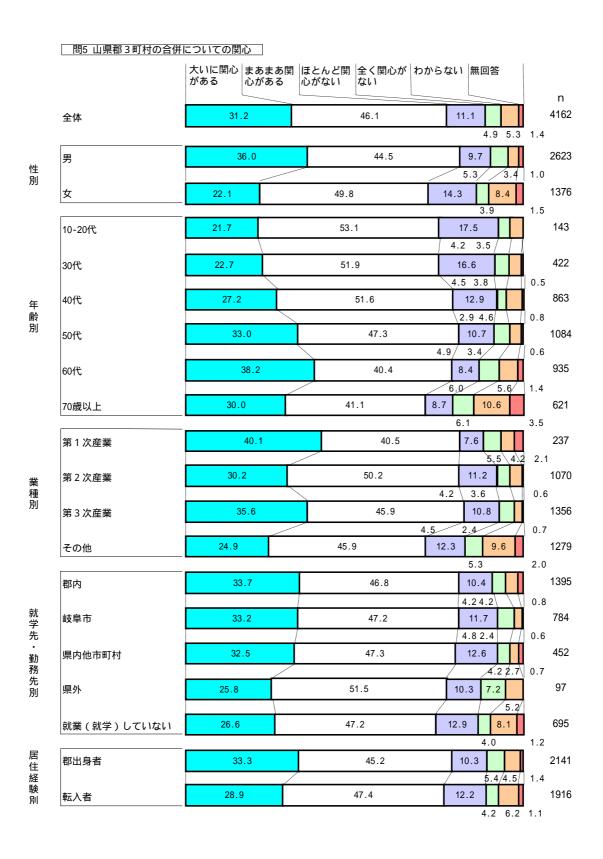


問3「市町村合併」の必要性

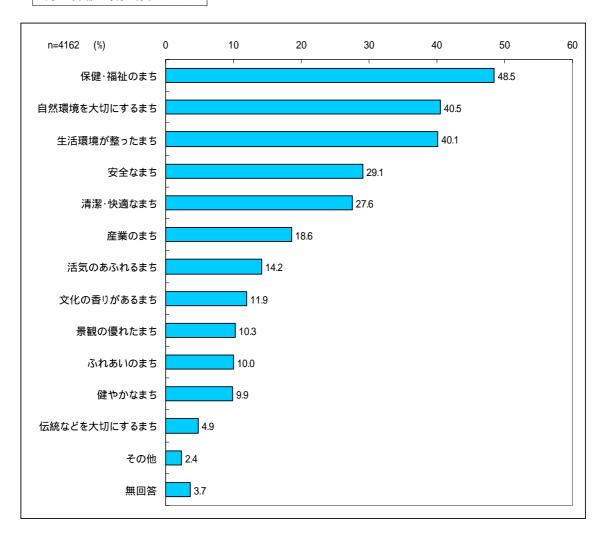


問4「市町村合併」に対する期待





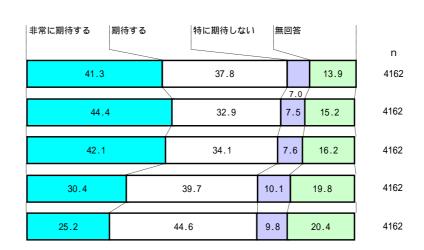
問6 山県郡3町村の将来イメージ



問7分野ごと

(1)保健・医療・福祉分野

高齢者福祉の充実 保健・医療体制の充実 社会保障の充実 児童福祉の充実 障害者(児)福祉の充実



(2)生活環境分野

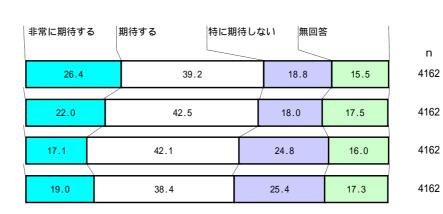
ごみ処理・リサイクル体制や施設の充実 環境保全対策の推進 道路の整備 安全施設の整備充実 下水道(合併処理浄化槽を含む)の整備充実 住民のいこいの場の整備充実 公共交通の便の充実 水道施設の整備充実



n

(3)産業振興分野

工業の振興 商業の振興 農林業の振興 観光の振興



(4)文化・人づくり分野

青少年の健全育成施策の充実

学校教育の充実(教育内容や施設の充実)

ボランティア活動等への一層の支援

生涯学習、芸術・文化振興施策や施設の整備

男女共同参画社会づくりの推進

スポーツ振興施策や施設の整備充実

国際交流や地域間交流の促進・充実

非常に期待す	る期待す	ち 特に期	待しない	無回	答	
		angumban pangan				n
30.7	,	43.0		9.5	16.7	4162
				1		
34.	.5	39.1		8.8	17.6	4162
\	Andrea to the state of the stat	-				
19.7		48.7		13.8	17.8	4162
\						
22.1		43.2		17.2	17.6	4162
	/		/		7	
16.2		46.7	17	7.5	19.5	4162
17.2		44.0	19	.2	19.7	4162
			/	Ī		
14.3	4	14.2	22.	1	19.4	4162

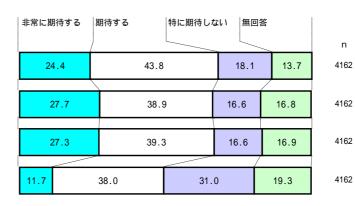
(5)地域振興分野

コミュニティ施設の充実や地域活動の促進

CATVやインターネットの活用など地域情

地域のイメージアップ

色彩・デザインなどを考えた景観づくり



総務専門部会

				¬'20 → 14 + 12 → 51 + 14					
協議項目	地方税の取扱い 国民健康保険税を除る)	個人市民税 法人市民税 固						
	()	,	市たばご税 鉱山税 特別土地	也保有税 ·入湯税					
	(条) 個人町 (村) 民税·法人町 (村) 民税·	固定資産税 軽自動車税 町 付)たばこ税・	鉱山税 特別土地保有税については、市税	として現行のとおり新市					
	に引き継ぐものとする。	に引き継ぐものとする。							
調 整 の方 針	入湯税については、美山町の制度を	新市に引き継ぐものとする。							
	 固定資産税の納期については、美山	町の例により調整するものとする。							
		良村・美山町の例により調整するもの <i>と</i> する	3.						
 税 目 名	高 富 町	伊自良村	美 山 町	備考					
1.個人町 (村) 民税	1.税率	1.税率	1.税率	個人の均等割の税率】					
	均等割 2,000円	均等割 2,000円	均等割 2,000円	地方税法第310条 第294条第1項第1号又は					
	所得割 標準税率	所得割 標準税率	所得割 標準税率	第2号の者に対して課する均					
	2 //h#8	2 46#8	2 /6##	等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村にお					
	2.納期	2.納期	2.納期	いてそれぞれ当該下欄に掲					
	普通徴収	普通徴収	普通徴収	げる額とする。					
	第 1期 6月 1日から同月 3 0日まで								
	第 2期 8月 1日から同月 3 1日まで			•					
	第 3期 10月 1日から同月 31日まで								
	第4期 翌年1月1日から同月31日まで								
	特別徴収	特別徴収	特別徴収	年額 2,500円					
	・月割額を翌月10日まで	・月割額を翌月10日まで	・月割額を翌月10日まで	(3) (1)及び(2)の市以					
	納期特例事業所	納期特例事業所	納期特例事業所	外の市並びに町村					
	6月から11月分を12月10日まで	6月から11月分を12月10日まで	6月から11月分を12月10日まで	年額 2,000円					
	12月から翌年 5月分までを翌年 6月 10日	12月から翌年 5月分までを翌年 6月 10日	12月から翌年 5月分までを翌年 6月 10日	2 前項の表を適用する場合 における市町村の人口は、					
	まで	まで	まで	官報に公示された最近の人					
				口によるものとする。ただし 市町村の配置分合又は境界					
				変更があった場合における					
				関係市町村の人口は、政令で定めるところによって計算					
				したものによる。					
2.法人町 付)民税	1.税率	1.税率	1.税率						
	均等割 標準税率	均等割 標準税率	均等割 標準税率						
	法人税割 100分の12.3 標準税率)	法人税割 100分の12.3 (標準税率)	法人税割 100分の12.3 (標準税率)						

総務専門部会

協議項目	地方税の取扱い(国民健康保険税を除く)	協議細目 個人市民税 法人市民税 固 市たばご税 鉱山税 特別土地	
調 整 の方 針				
税 目 名	高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	備考
3.固 定 資 産 税	1.税率	1.税率	1.税率	固定資産税の納期】
	100分の1.4 (標準税率)	100分の1.4 (標準税率)	100分の1.4 (標準税率)	現行、美山町の納期に統
				ーする。
	2.納期	2.納期	2.納期	地方税法第362条(抜粋)
	第 1期 5月 1日から同月 3 1日まで	第 1期 5月 1日から同月 3 1日まで		月、/月、 /月及ひ /月甲に
	第 2期 9月 1日から同月 3 0日まで	第 2期 7月 1日から同月 3 1日まで	第 2期 7月 1日から同月 3 1日まで	おいて、当該市町村の条例 で定める。但し、特別の事情
	第 3期 12月 1日から同月 25日まで	第 3期 12月 1日から同月 25日まで	第 3期 12月 1日から同月 25日まで	がある場合においては、これと異なる納期を定めることが
	第 4期 翌年 2月 1日から同月末日まで	第 4期 翌年 2月 1日から同月末日まで	第 4期 翌年 2月 1日から同月末日まで	できる。 2 一略一
 4 .軽 自 動 車 税	1.税率			と
1 171 11 11 11 11	標準税率	標準税率	標準税率	現行、伊自良村・美山町の
	124 1 126 1			納期に統一する。
	2 .納期	2.納期	2.納期	地方税法第445条(抜粋)
	4月 14日から同月 30日まで	4月 11日から同月 30日まで	4月 1 1日から同月 3 0日まで	一略一
				2 軽自動車税の納期は、4 月中において、当該市町村 の条例で定める。 - 略ー
5.町(村)たばこ税	1.税率	1.税率	1.税率	
	千本につき 2,434円	千本につき 2,434円	千本につき 2,434円	
6.鉱 山 税	1.税率	1.税率	1.税率	
	100分の1(標準税率)	100分の1 標準税率)	100分の1(標準税率)	
	ただし、鉱物の掘採の事業の作業場にお	ただし、鉱物の掘採の事業の作業場にお	ただし、鉱物の掘採の事業の作業場にお	
	いて、前月 1日から同月末日の期間内に掘 採された鉱物の価格の合計額が 200万円	いて、前月 1日から同月末日の期間内に掘 採された鉱物の価格の合計額が 200万円	いて、前月1日から同月末日の期間内に掘	
	以下である場合においては、当該期間に係	以下である場合においては、当該期間に係	採された鉱物の価格の合計額が200万円 以下である場合においては、当該期間に係	
	る税率は、100分の0.7とする。	る税率は、100分の 0.7とする。	る税率は、100分の0.7とする。	
			3 1/1 TION 1 0 0/3 0/ 0 1 / C/ 00	

総務専門部会

協議項目	地方税の取扱い	国民健康保険	食税を除く))				協議細目			定資産税 軽自動車税・ 地保有税·入湯税
調 整 の方 針											
税 目 名	高	富	町	伊	自	良	村	美	Щ	囲丁	備考
7.特別土地保有税	1.税率 土地の取得 2.免税点 5,000㎡	100分の1.4 100分の3		1.税率 土地の取得 2.免税点 10,000m	‡ 10 <i>0</i> 5	分の 1 . 4 分の 3		1.税率 土地の取得 2.免税点 10,000㎡	100分の1. 100分の3	.4	情報 (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4

総務専門部会

協議項目	地方税の取扱い個民健康保険	がを除く)	協議細目	個人市民税 法人市民税 固定 市たばご税 鉱山税 特別土地	
調 整 の方 針					
税目名	高 富 田	伊 自 良 村	美	山 町	備考
7.特別土地保有税					二 都市計画法第5条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域(前号の区域を除る) 5,000㎡ 三 その他の市町村の区域 10,000㎡
8.入 湯 税	制度なし	制度なし	1.税率		[入湯税]
			入湯客 1人 1日	150円 (標準税率)	地方税法第 70 1条
			2.課税免除年龄 1.2歳未済共同浴場又は者	黄の者は一般公衆浴場に入湯する	鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設及び消防部とのとの整備がでに観光の整備がでに観光の整備を充って、観光ででは、対している。とする。とする。

総務専門部会

協議項目	地方税の取扱い低	民健康保険税を	を除る)		協議細目	個人市民税 法人市民税 固定資産税 軽自動車税・ 市たばご税 鉱山税 特別土地保有税・入湯税
調 整 の方 針						
参	考	事	項	備		考
1.都市計画税の課税客体等						
市町村は、都市計画事の全部又は一部の区域で準として、当該土地又は家項)	業又は土地区画整理事 条例で定める区域内に 家屋の所有者に都市計画	業に要する費用に 所在する土地及び 函税を課することが	充てるため、当該都市計画区域 家屋に対し、その価格を課税標 できる。 他方税法第702条第1			
2.都市計画税の税率						
100分の0.3を超える	ことができない。(地方税	法第702条の4)				

合併協議会事務局

						口忧励俄云争伤问
	協議項目条例、規則等の取扱い			協議細目		
	調整の方針 (条)条例・規則については、各	S協議項目の調整方針	に基づき統一を図り、新	f市における事務事業	業に支障がないよう整	備するものとする。
	留 意 事 項	先	進	事	例	備考
原	則	新市町村名	合 併 の 期 日	条例、規	則の取扱い	地方自治法
	新設合併の場合、合併関係市町村 (高富町、伊自良村、 美山町)は消滅するため、各町村の条例 規則等は失効する。また、合併と同時に消滅することとなる一部事務組合 (山県消防組合、山県郡保健福祉事務組合等)の条例 規	さいたま市	平成13年5月1日		各協議項目の調整方針に における事務事業に支障を らのとする。	第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。
	則等も失効する。 このため、新市において必要な条例 規則等は、原則として、新市において新たに制定し施行する必要がある。			協議・承認された各種事	こついては、合併協議会で、 務事業等の調整内容に基 の整備方針に基づき調整	第 179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する
ŕ	制定施行の区分			条例・規則等の整備方式	針]	暇がないと認めるとき、又は議会において 議決すべき事件を議決しないときは、当該
	合併期日からすぐに施行しなければならないもの A 条 例 新市の市長職務執行者(地方自治法施行令第1条の 2)の専決処分(地方自治法第179条第1項)により、即時 制定し施行する。	西東京市	平成13年1月21日	等はすべてその効力を 新市において新たに条 させる。なお、条例・規 合併協議会で協議・承	無市、保谷市の条例 規則 を失うこととなる。そのため、 系例 規則等を制定し 施行 別等の制定にあたっては、 「認された各種事務事業等 以下の区分により、整備す」	普通地方公共団体の長は、その議決すべき 事件を処分することができる。 議会の決定すべき事件に関しては、前 項の例による。 前 2項の規定による処置については、 普通地方公共団体の長は、次の会議にお いてこれを議会に報告し、その承認を求め
	B 規則等 制定権者 新市の職務執行者)の職権 (地方自治法第 15条第 1項)により制定し施行する。			いる条例、規則等につい	找行政事務組合が制定して 1て、同一又は 1団体のみが けては、原則として現行のと	なければならない。 地方自治法施行令
	合併後、逐次制定 し施行させるもの 例) 議案提出権が町にない条例、制定権のない規則 倭 員会規則等)等	篠 山 市	平成11年4月1日	ついては、いずれかを基]体に制定されているものに 本に調整統一し、事務事業 :措置を講ずるものとする。	第 1条の 2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者(地方自
	例) 新市発足当初には必要がないが逐次制定するもの等 合併時に廃止するもの			(3)合併協議会で確認さずれの調整方針に従って	された事項については、それ て整理する。	行う者又はこれらの者であつた者を含む。)
例	外 新市において、条例・規則等が制定施行されるまでの間、新市の市長職務執行者は、従来地域で施行されていた条例・規則を新市の条例規則として引き続き施行することができる。他方自治法施行令第3条) 事務手続き 暫定施行する条例等を告示し施行する。 旧町村の特定の条例又は規則を、旧町村それぞれの区域に適用する場合と、新市全域に適用する場合がある。	あきる野市	平成7年9月1日	則等については、いずれ 方協議調整して統一化を ないよう適切な措置を講 (2)使用料、手数料、補助 取扱い等の協議と関係す	助金又は各種事務事業の する2市町の条例、規則等)調整方針を踏まえて規定	

総務専門部会

行政一般分科会

協議項目	町、字の区域及び名称の取扱い		協議細目	
調整の方針	(案)町、字の区域及び名称については理	見行のとおりとする。		
項目	高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	備考
町の名称について	町の名称】 該 当 無 し	町の名称】 該 当 無 し	町の名称】 該 当 無 し	地方自治法第260条では、市町村の区域内の町若し付ま字の区域をあらたに画し若し付まこれを廃止し又は町若し付ま字の区域若し付まその名称を変更する場合は、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め都道府県知事に届け出なければならないとされている。 従って、旧市町村の字の区域と名称をそのまま新市の字の区域と名称とする場合は、本条の手続きは必要ない。
字の名称について	字の名称】	字の名称】	 字の名称】	関係法令】
	高 底 度 東 深 瀬 西 深 瀬 高 木 梅 椎 倉	長 平 井 掛 松 尾 上 順 洞 田 小	円 原 神 崎 片 原 谷 合 葛 原 田 栗 笹賀田栗入会地	第260条 . 政令で特別の定めをする場合を除ぐり、市町村の区域内 の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、 又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとする ときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを 定め、都道府県知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届け出を受理したときは、都道府県知 事は、直ちにこれを告示しなければならない。 3 第 1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
	伊 佐 美	大森	笹 賀	先進事例
	赤	藤 倉 大 門	椿。佐日柿相出船青富中岩永野永野戸戸越波永洞佐	あきる野市 2市町の町、字の名称及び区域は従前のとおりとする。 さいたま市 町、字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町、字名については地域住民の意向を尊重し調整するものとする。 西東京市 2市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一町名の本町については田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目に統合する。 篠山市 篠山町・西紀町・丹南町の大字については従前のとおりとし、今田町については従前の大字の前に今田町をつけた大字とする。

合併協議会事務局

協;	義 項	月目	慣行の取扱い							協議細目	市民憲章、	・ 、市章、市の花、市の木		成公子切凡
調整の方針 (条)市民憲章、市章、市の花、市の木及び宣言は、新市において調整する。														
項		目	高	富	町	伊	自	良	村	美	山	田丁	備	考
	制定	官時期	昭和55年1月1日			昭和52年2月24日	3			昭和55年12月19日				
趣旨		郷土です。わたした	ちはこの町を	統あるわたしたちの を愛し、より幸せな 定め、これの実現に	新し、1庁舎の気が、今まで以上に 進するための心(:明るい人:	づくり入 住みよ	こち伊自良村民 にい村づくりを推	わたしたちは町の木! くまちをめざしこの憲章		朴でたくましく伸びゆ			
村						わたしたち伊自	良村民は							
天 憲			1 温かい心で、	住みよい町を	をつくります。	1 自然と文化!	財を守 <i>り</i> 美し	J I村をつく	<i>)</i> ます。	1 自然を愛し清潔で	注みよいまちを	空つくります。		
章	内	容	1 仕事に励み、	活気あふれる	る町をつくります。	1 教養を高め	文化の香り	たかい村をこ	くります。	1 健康で働くことに喜	びをもつ明る	いまちをつくります。		
	Ŋ	台	1 自然を愛し、	きれいな町を	をつくります。	1 健やかな心	と体で働き	舌気ある村を	つくります。	1 互に励まし助けあい	ハ心のかようま	きちをつくります。		
			1 健康で、明る	い家庭の町を	をつくります。	1 きまりを守じ	助けあい住	みよい村を	つくります。	1 教養と文化を高め	誇りあるまちを	つくります。		
			1 教養を深め、	文化の高い	町をつくります。	1 平和を愛し	希望に満ちた	た明るい 村を	つくります。	1 若者が夢と希望を	もつ活気ある	まちをつくります。		
	制定	官時期	昭和47年5月16日			昭和48年1月1日				昭和37年7月1日				
町 村 章	概	要	高富町の「高」のたもので、上部は平「鳩」を表し、両翼「町」を、下部の円円満」を表現して、る高富町を象徴して	「和のシンボ」 【は躍進する]形は「調和と 明るく発展す	とす	伊自良村の文字 わせ、図案化した 満と調和を表し 目指し、両側は路 である。	:もので、中 上部は高い	心は円 理想を		美しい緑と水の町、美 案し、自然を愛し力をあ 道を進むことを象徴する	わせて、栄光の			
mT++ co t	<i>-</i>	制定時期	昭和53年1月1日			昭和48年1月1日				昭和50年3月5日				
町村の花	ረ 📄	花名	ききょう			しゃくなげ				イワザクラ				
町村のオ	L-	制定時期	昭和53年1月1日			昭和48年1月1日				昭和50年3月5日				
四」作りひと	N	木 名	あかまつ			どうだん				杉				
		制定時期	平成元年10月10日											
		名 称	健康づくりの町宣言	<u> </u>										
宣言		内 容	国となったが、このびをもって過すためは、最も重要な事でこのため、当町におての町民が健康でよ)長い生涯を優 かに、健全な心 である。 らいては21世 にリー層活力に 学げて「健康	心得を育てること 世紀へ向けて、すべ こ満ちた「高富町」 東づくりの町」とし									

合併協議会事務局

協議項目	慣行の取扱い		協議細目市民憲章、市章、市の	び花、市の木、宣言
調整の方針				
先	進	事例	備	考
さいたま市	平成13年5月1日	市章・市の木・市の花等の象徴的事項について 1. は、新市において検討するものとする。ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。 2. 市民憲章及び各都市宣言については、新市にお		
		2. いて検討する。		
西東京市	平成13年1月21日	 市章は、新市において、調整する。 市の木、花、鳥は、新市において調整する。 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。 		
篠 山 市	平成11年4月1日	1. 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌について 1. は、新町において新たに定めるものとする。 2. 宣言及び表彰については、新町において調整す 2. るものとする。		
あ き る 野 市	平成7年9月1日	1. 市章は、新市において新たに定めるものとする。		

合併協議会視察受入実績(予定)状況 平成14年1月10日現在

1. 実績(平成13年8月1日~平成14年1月9日)

月 日	視察団体名	視察研修者数
8月16日	海津郡サンリバ - 広域連合	4名
9月 4日	本巣町・糸貫町・真正町・根尾村	6名
9月12日	山梨県豊富村議会	15名
	飛騨地域振興局益田事務所	4名
10月 4日	徳島県中央地域行政総合会議	20名
10月10日	岡山県矢掛町議会	2 3 名
10月23日	山梨県境川村議会	16名
10月24日	長崎県川棚町議会	2 1 名
10月25日	群馬県鬼石町議会	18名
10月30日	長野県佐久町	15名
11月 2日	三重県伊勢志摩地区広域市町村圏協議会	11名
11月 6日	静岡県伊豆長岡町議会	20名
11月 7日	長野県佐久広域連合議員	3 4 名
11月12日	石川県羽咋郡市広域圏事務組合	3 5 名
11月13日	石川県市町村職員、市町村議員等	40名
11月15日	福島県双葉地方広域市町村圏組合	8名
12月10日	山梨県南部町議会	17名

2. 予定(平成14年1月10日~)

月 日	視察団体名	視察研修予定者数
1月17日	広島県世羅町議会	9名
1月21日	下呂町議会	1 4 名
1月25日	長野県東筑摩郡町村会	11名
1月29日	福井県今庄町、南条町、河野村合併研究会	16名
2月 6日	石川県能登島町広域合併協議会	3 3名
2月 7日	福井県市町村職員	40名
2月12日	山梨県富沢町議会	16名
2月14日	奈良県山添町議会	16名